

機械・電気設備請負工事必携

1 機械・電気設備工事共通仕様書

新旧対比表

(令和5年4月)

目次	改訂前		改訂後	
	目次		目次	
	第1編 共通事項		第1編 共通事項	
	第1節 総則		第1節 総則	
	1-1-1	適用	1-1-1	適用
	1-1-2	用語の定義	1-1-2	用語の定義
	1-1-3	設計図書の照査等	1-1-3	設計図書の照査等
	1-1-4	施工計画書	1-1-4	施工計画書
	1-1-5	CORINSへの登録	1-1-5	コリンズ(CORINS)への登録
	1-1-6	監督職員	1-1-6	監督職員
	1-1-7	工事用地等の使用	1-1-7	工事用地等の使用
	1-1-8	工事の着手	1-1-8	工事の着手
	1-1-9	工事の下請負	1-1-9	工事の下請負
	1-1-10	施工体制台帳	1-1-10	施工体制台帳
	1-1-11	受注者相互の協力	1-1-11	受発注者間の情報共有
	1-1-12	調査・試験に対する協力	1-1-12	受注者相互の協力
	1-1-13	工事の一時中止	1-1-13	調査・試験に対する協力
	1-1-14	設計図書の変更	1-1-14	工事の一時中止
	1-1-15	工期変更	1-1-15	設計図書の変更
	1-1-16	支給材料及び貸与品	1-1-16	工期変更
	1-1-17	工事現場発生品	1-1-17	支給材料及び貸与品
	1-1-18	建設副産物	1-1-18	工事現場発生品
	1-1-19	工事完成図	1-1-19	建設副産物
	1-1-20	工事完成検査	1-1-20	工事完成図
	1-1-21	既済部分検査等	1-1-21	工事完成検査
	1-1-22	部分使用	1-1-22	既済部分検査等
	1-1-23	施工管理	1-1-23	部分使用
	1-1-24	履行報告	1-1-24	施工管理
	1-1-25	工事関係者に対する措置請求	1-1-25	履行報告
	1-1-26	工事中の安全確保	1-1-26	工事関係者に対する措置請求
	1-1-27	爆発及び火災の防止	1-1-27	工事中の安全確保
	1-1-28	後片付け	1-1-28	爆発及び火災の防止
	1-1-29	事故報告書	1-1-29	後片付け
	1-1-30	環境対策	1-1-30	事故報告書
	1-1-31	文化財の保護	1-1-31	環境対策
	1-1-32	交通安全管理	1-1-32	文化財の保護
	1-1-33	施設管理	1-1-33	交通安全管理
	1-1-34	諸法令の遵守	1-1-34	施設管理
	1-1-35	官公庁等への手続等	1-1-35	諸法令の遵守
			1-1-36	官公庁等への手続等

	改訂前	改訂後
目次	<p>1-1-36 施工時期及び施工時間の変更 1-28</p> <p>1-1-37 工事測量 1-28</p> <p>1-1-38 不可効力による損害 1-29</p> <p>1-1-39 特許権等 1-29</p> <p>1-1-40 保険の付保及び事故の補償 1-30</p> <p>1-1-41 臨機の措置 1-30</p> <p>1-1-42 請負代金内訳書（単価契約の場合は予定総額内訳書） 1-30</p> <p>第2節 土木工事部分</p> <p>1-2-1 一般事項 1-31</p>	<p>1-1-37 施工時期及び施工時間の変更 1-30</p> <p>1-1-38 工事測量 1-30</p> <p>1-1-39 不可効力による損害 1-31</p> <p>1-1-40 特許権等 1-31</p> <p>1-1-41 保険の付保及び事故の補償 1-32</p> <p>1-1-42 臨機の措置 1-32</p> <p>1-1-43 請負代金内訳書（単価契約の場合は予定総額内訳書） 1-33</p> <p>第2節 土木工事部分</p> <p>1-2-1 一般事項 1-31</p>
1-1	<p>1-1-1 適用</p> <p>4. 設計図書間の不整合</p> <p>設計図書に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。</p>	<p>1-1-1 適用</p> <p>4. 設計図書間の不整合</p> <p>特記仕様書、契約図面、数量総括表の間に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。</p>
1-2	<p>1-1-2 用語の定義</p> <p>4. 監督員、副監督員</p> <p>本仕様で規定されている監督員は、一般監督業務を担当し、主に次の業務を行う者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 受注者に対する指示、承諾または協議の処理（重要なものを除く） ② 工事实施のための詳細図等の作成 ③ 工事实施のための詳細図等の交付（重要なものを除く） ④ 受注者が作成した図面の承諾（重要なものを除く） ⑤ 契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認（機器及び材料の確認を含む）の実施（重要なものは除く） ⑥ 工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含み、重要なものを除く） ⑦ 設計図書の変更の必要があると認める場合における主任監督員への報告 ⑧ 設計図書の変更（重要なものを除く） ⑨ 変更契約に係る設計図書の作成および積算 ⑩ 関連工事との調整（重要なものを除く） ⑪ 適正な工事の施工を確保する上で必要と認める場合における主任監督員への報告 ⑫ 一時中止または打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告 <p>本仕様で規定されている副監督員は、現場監督業務を担当し、主に次の業務を行う者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認（機器及び材料の確認を含む）の実施（重要なものは除く） ② 工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含み、重要なものを除く） ③ 適正な工事の施工を確保する上で必要と認める場合における監督員への報告 	<p>1-1-2 用語の定義</p> <p>4. 監督員、副監督員</p> <p>本仕様で規定されている監督員は、一般監督業務を担当し、主に次の業務を行う者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①受注者に対する指示、承諾または協議の処理（重要なものを除く） ②工事实施のための詳細図等の作成 ③工事实施のための詳細図等の交付（重要なものを除く） ④受注者が作成した図面の承諾（重要なものを除く） ⑤契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認の実施（重要なものは除く） ⑥工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含み、重要なものを除く） ⑦設計図書の変更の必要があると認める場合における主任監督員への報告 ⑧設計図書の変更（重要なものを除く） ⑨変更契約に係る設計図書の作成および積算 ⑩関連工事との調整（重要なものを除く） ⑪適正な工事の施工を確保する上で必要と認める場合における主任監督員への報告 ⑫一時中止または打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告 <p>本仕様で規定されている副監督員は、現場監督業務を担当し、主に次の業務を行う者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認の実施（重要なものは除く） ②工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含み、重要なものを除く） ③適正な工事の施工を確保する上で必要と認める場合における監督員への報告

	改訂前	改訂後
1-2	<p>6. 設計図書 設計図書とは、仕様書、契約図面、数量総括表および質問回答書をいう。</p>	<p>6. 設計図書 設計図書とは、仕様書、契約図面 (数量総括表を含む)、質問回答書をいう。</p>
1-3~5	<p>1 1. 質問回答書 1 2. 図面 1 3. 数量総括表 1 4. 指示 1 5. 承諾 1 6. 協議 1 7. 提出 1 8. 提示 1 9. 報告 2 0. 通知 2 1. 連絡 2 2. 納品 2 3. 電子納品 2 4. 情報共有システム 2 5. 書面 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票のことをいう。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。</p> <p>2 6. 工事写真 2 7. 工事帳票 2 8. 工事書類 2 9. 契約関係書類 3 0. (欠番)</p> <p>3 1. 工事完成図書 3 2. 電子成果品 3 3. 工事関係書類 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。</p> <p>3 4. 確認 3 5. 立会</p>	<p>1 1. — 1 2. 質問回答書 1 3. 図面 1 4. 数量総括表 1 5. 指示 1 6. 承諾 1 7. 協議 1 8. 提出 1 9. 提示 2 0. 報告 2 1. 通知 2 2. 連絡 2 3. 納品 2 4. 電子納品 2 5. 情報共有システム 2 6. 書面 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。</p> <p>2 7. 工事写真 2 8. 工事帳票 2 9. 工事書類 3 0. 契約関係書類 3 1. 工事管理台帳 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。</p> <p>3 2. 工事完成図書 3 3. 電子成果品 3 4. 工事関係書類 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。なお、受注者は、規定に基づき工事関係書類を作成し、提出及び提示しなければならない。</p> <p>3 5. 確認 3 6. 立会 3 7. 段階確認 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、</p>

	改訂前	改訂後
1-5~6	<p>36. 工事検査 37. 検査職員 38. 同等品以上の品質 39. 工期 40. 工事開始日 41. 工事着手</p> <p>工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量を言う。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</p> <p>42. 工事 43. 本体工事 44. 仮設工事 45. 工事区域 46. 現場 47. S I 48. 現場発生品 49. J I S規格</p>	<p>品質、規格、数値等を確認することをいう。</p> <p>38. 一 39. 工事検査 40. 検査職員 41. 同等品以上の品質 42. 工期 43. 工事開始日 44. 工事着手</p> <p>工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量を言う。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</p> <p>45. 準備期間</p> <p>準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。</p> <p>46. 工事 47. 本体工事 48. 仮設工事 49. 工事区域 50. 現場 51. S I 52. 現場発生品 53. J I S規格</p>
1-6	<p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>1. 図面原図の貸与</p> <p>受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図もしくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p> <p>2. 設計図書の照査</p> <p>受注者は、施工前および施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p>	<p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>1. 図面原図の貸与</p> <p>受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p> <p>2. 設計図書の照査</p> <p>受注者は、施工前および施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。</p>

	改訂前	改訂後
1-6~7	<p>1-1-4 施工計画書</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。</p> <p>この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>なお、監督職員と協議により工場製作、現場施工、試運転計画等を分割して提出することができる。分割して施工計画書を提出する場合には、下記(1)~(3)をそれぞれの施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>(1) 工事概要</p> <p>1) 工事名等</p> <p>2) 施工概要</p> <p>3) 施工範囲</p> <p>(2) 計画工程表</p> <p>(3) 官公庁関係届出書類予定表</p> <p>(4) 工場製作</p> <p>1) 組織表</p> <p>2) 製作会社一覧表</p> <p>3) 工場製作要領</p> <p>4) 工場製品確認要領</p> <p>5) 工場塗装要領</p> <p>6) 工場溶接要領</p> <p>7) 工場製作写真撮影要領</p> <p>8) 機器保管要領</p> <p>(5) 現場施工</p> <p>1) 現場組織表、施工体系図</p> <p>2) 緊急時連絡先一覧表</p> <p>3) 有資格者一覧表</p> <p>4) 現場施工要領</p> <p>①輸送、搬入計画</p> <p>②仮設計画</p> <p>③施工要領</p> <p>④施工管理要領</p> <p>⑤下請指導要領</p> <p>⑥安全管理要領</p> <p>⑦現場写真撮影要領</p> <p>⑧現場塗装要領</p> <p>⑨現場溶接要領</p>	<p>1-1-4 施工計画書</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。</p> <p>この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1)工事概要</p> <p>(2)計画工程表</p> <p>(3)現場組織表</p> <p>(4)指定機械</p> <p>(5)主要船舶・機械</p> <p>(6)主要資材</p> <p>(7)施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）</p> <p>(8)施工管理計画</p> <p>(9)安全管理</p> <p>(10)緊急時の体制及び対応</p> <p>(11)交通管理</p> <p>(12)環境対策</p> <p>(13)現場作業環境の整備</p> <p>(14)再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</p> <p>(15)その他</p>

	改訂前	改訂後
1-7	<p>⑩環境対策計画 ⑪段階、搬入確認予定表 5) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (6) 試運転実施要領 (7) 特記仕様書に規定するもの及び監督職員が指示するもの</p> <p>2. 変更施工計画書 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>2. 変更施工計画書 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合 (工期や数量等の軽微な変更は除く) には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p>
1-7~8	<p>1-1-5 CORIN への登録 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報システム (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を CORINS から監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。 登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上 (単価契約の場合は契約総額) の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、CORINS 登録時に監督職員にメール送信される。 なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間 (土曜日、日曜日、祝日等を除く) に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、CORINS から発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	<p>1-1-5 コリンス (CORINS) への登録 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報システム (コリンス) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。 登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上 (単価契約の場合は契約総額) の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンス登録時に監督職員にメール送信される。 なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間 (土曜日、日曜日、祝日等を除く) に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>
1-8	<p>1-1-7 工事用地等の使用 1. 維持・管理 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。 2. 用地の確保 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地 (受注者の現場事務所、宿舍、駐車場) 及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに造物掘削等に伴う借地等をいう。</p>	<p>1-1-7 工事用地等の使用 1. 維持・管理 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。 2. 用地の確保 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地 (受注者の現場事務所、宿舍、駐車場) 及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p>

	改訂前	改訂後				
1-9	<p>1-1-9 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p>	<p>1-1-9 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p>				
1-9~10	<p>1-1-10 施工体制台帳</p> <p>1.一般事項 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2.施工体系図 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3.名札等の着用 第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。</p>	<p>1-1-10 施工体制台帳</p> <p>1.一般事項 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。</p> <p>2.施工体系図 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3.名札等の着用 第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">監理（主任）技術者、監理技術者補佐</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写真 2 cm × 3 cm 程度 </div> </td> <td style="padding-left: 10px;"> 氏 名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会 社 ◇◇建設株式会社 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: auto;"> 印 </div> </td> </tr> </table> </div> <p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 [注2] 所属会社の社印とする。</p> <p style="text-align: center;">図 1-1-1 名札の標準図</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写真 2 cm × 3 cm 程度 </div>	氏 名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会 社 ◇◇建設株式会社		<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: auto;"> 印 </div>
<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写真 2 cm × 3 cm 程度 </div>	氏 名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会 社 ◇◇建設株式会社					
	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: auto;"> 印 </div>					

	改訂前	改訂後
1-10~11	<p>1-1-11 受注者相互の協力</p> <p>1-1-12 調査・試験に対する協力</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査および試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。</p> <p>2. 公共事業労務費調査</p> <p>受注者は、当該工事が国の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。</p> <p>(2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。</p> <p>(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p>(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>3. 諸経費動向調査</p> <p>受注者は、当該工事が国の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>4. 施工合理化調査</p> <p>受注者は、当該工事が国の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>6. NETIS</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</p>	<p>1-1-11 受発注者間の情報共有</p> <p>受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。</p> <p>なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。</p> <p>1-1-12 受注者相互の協力</p> <p>1-1-13 調査・試験に対する協力</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査および試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。</p> <p>2. 公共事業労務費調査</p> <p>受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。</p> <p>(2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。</p> <p>(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p>(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>3. 諸経費動向調査</p> <p>受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>4. 施工合理化調査等</p> <p>受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>5. 低入札価格調査</p> <p>受注者は、低入札調査基準価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p> <p>(2) 第1編 1-1-4に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p> <p>6. NETIS</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</p>

	改訂前	改訂後
1-11~13	<p>1-1-13 工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-41 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延および埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合</p> <p>(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合</p> <p>(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合</p> <p>2. 発注者の中止権</p> <p>発注者は、受注者が契約図書に違反または監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。</p> <p>3. 基本計画書の作成</p> <p>前1項および2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>1-1-14 設計図書の変更</p> <p>1-1-15 工期変更</p> <p>1-1-16 支給材料及び貸与品</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>2. 受払状況の記録</p> <p>受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。</p> <p>3. 支給品精算書</p> <p>受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 引渡場所</p> <p>契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。</p>	<p>受注者は、NETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>1-1-14 工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-42 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延および埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合</p> <p>(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合</p> <p>(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合</p> <p>2. 発注者の中止権</p> <p>発注者は、受注者が契約図書に違反または監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。</p> <p>3. 基本計画書の作成</p> <p>前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>1-1-15 設計図書の変更</p> <p>1-1-16 工期変更</p> <p>1-1-17 支給材料及び貸与品</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>2. 受払状況の記録</p> <p>受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。</p> <p>3. 支給品精算書</p> <p>受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 引渡場所</p> <p>契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。</p> <p>5. 貸与機械の資料</p> <p>受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。</p>

	改訂前	改訂後
<p>1-13~14</p>	<p>5. 返還 受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料または貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。 なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。</p> <p>6. 修理等</p> <p>7. 流用の禁止</p> <p>8. 所有権</p> <p>1-1-17 工事現場発生品</p> <p>1-1-18 建設副産物</p> <p>1. 一般事項 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>2. マニフェスト 受注者は、工場製作工に係るものを除く産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。</p> <p>3. 法令遵守 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>4. 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6. 実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>7. 建設副産物情報交換システム 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または</p>	<p>6. 返還 受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料または貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。 なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。</p> <p>7. 修理等</p> <p>8. 流用の禁止</p> <p>9. 所有権</p> <p>1-1-18 工事現場発生品</p> <p>1-1-19 建設副産物</p> <p>1. 一般事項 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>2. マニフェスト 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、原則として、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員等から請求があった場合は、その情報を提示しなければならない。</p> <p>3. 法令遵守 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>4. 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出するとともに、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出するとともに、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>6. 実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>7. 建設副産物情報交換システム 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または</p>

	改訂前	改訂後
1-1-4~1-1-5	<p>建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。</p> <p>なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>8. 建設発生土情報交換システム</p> <p>受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。</p> <p>なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>1-1-19 工事完成図</p> <p>受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。</p> <p>1-1-20 工事完成検査</p> <p>1. 工事完成通知書の提出</p> <p>受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 工事完成検査の要件</p> <p>受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。</p> <p>(1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。</p> <p>(2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。</p> <p>(3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。</p> <p>(4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。</p> <p>3. 検査日の通知</p> <p>発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p>4. 検査内容</p> <p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の目的物について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>1-1-21 既済部分検査等</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p>2. 部分払いの請求</p> <p>受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。</p> <p>なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>8. 建設発生土情報交換システム</p> <p>受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。</p> <p>なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>1-1-20 工事完成図</p> <p>受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。</p> <p>ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。</p> <p>1-1-21 工事完成検査</p> <p>1. 工事完成通知書の提出</p> <p>受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 工事完成検査の要件</p> <p>受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。</p> <p>(1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。</p> <p>(2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。</p> <p>(3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。</p> <p>(4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。</p> <p>3. 検査日の通知</p> <p>発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p>4. 検査内容</p> <p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ</p> <p>(2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等</p> <p>1-1-22 既済部分検査等</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p>2. 部分払いの請求</p> <p>受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>

	改訂前	改訂後
1-15~16	<p>3. 検査内容</p> <p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>1-1-22 部分使用</p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。</p> <p>2. 監督職員による検査</p> <p>受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間技術検査または監督職員による品質及び出来形等の確認を受けるものとする。</p> <p>1-1-23 施工管理</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。</p> <p>2. 施工管理頻度、密度の変更</p> <p>監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。</p> <p>(1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合</p> <p>(2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合</p> <p>(3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合</p> <p>3. 標示板の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p>	<p>3. 検査内容</p> <p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(3) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(4) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>1-1-23 部分使用</p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。</p> <p>2. 監督職員による検査</p> <p>受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。</p> <p>なお、中間技術検査による検査（確認）でも良い。</p> <p>1-1-24 施工管理</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。</p> <p>2. 施工管理頻度、密度の変更</p> <p>監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。</p> <p>(5) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合</p> <p>(6) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合</p> <p>(7) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合</p> <p>3. 標示板の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p> <p>なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。</p>

	改訂前	改訂後
1-17	<p>4. 整理整頓 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。</p> <p>5. 周辺への影響防止 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、又生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p> <p>6. 労働環境等の改善 受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</p> <p>また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>7. 発見・拾得物の処置 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。</p>	<p>また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付 国道利37号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和2年2月21日付け 国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。</p> <div data-bbox="1947 470 2457 1121" style="text-align: center;">  </div> <p>図 1-1-2 標示板の例</p> <p>4. 整理整頓 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。</p> <p>5. 周辺への影響防止 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p> <p>6. 労働環境等の改善 受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</p> <p>また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>7. 発見・拾得物の処置 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。</p>

	改訂前	改訂後
<p>1-18~19</p>	<p>8. 記録及び関係書類</p> <p>受注者は、大阪府都市整備部が定める「機械・電気設備工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。</p> <p>なお、「機械・電気設備工事施工管理基準」に定められていない工種または項目については、監督職員と協議の上、施工管理、を行うものとする。</p> <p>1-1-24 履行報告</p> <p>1-1-25 工事関係者に対する措置請求</p> <p>1. 現場代理人に対する措置</p> <p>発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2. 技術者に対する措置</p> <p>発注者または監督職員は、監理技術者等（主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>1-1-26 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」および「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事前仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2. 支障行為等の防止</p> <p>受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p>	<p>8. 記録及び関係書類</p> <p>受注者は、大阪府都市整備部が定める「機械・電気設備工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。</p> <p>なお、「機械・電気設備工事施工管理基準」に定められていない工種または項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。</p> <p>9. 不具合等発生時の措置</p> <p>受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。</p> <p>1-1-25 履行報告</p> <p>1-1-26 工事関係者に対する措置請求</p> <p>1. 現場代理人に対する措置</p> <p>発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2. 技術者に対する措置</p> <p>発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>1-1-27 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事前仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2. 建設工事公衆災害防止対策要綱</p> <p>受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3. 支障行為等の防止</p> <p>受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>4. 使用する建設機械</p> <p>受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条</p>

	改訂前	改訂後
1-19~20	<p>3. 周辺への支障防止 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。 受注者は、既設構造物に資機材や仮設物等を設置する場合は、既設構造物に影響の無いこと、また、資機材や仮設物使用時の安全性が確保されていることを確認しなければならない。</p> <p>4. 防災体制 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。</p> <p>5. 第三者の立入り禁止措置 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。</p> <p>6. 安全巡視 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。</p> <p>7. 現場環境改善 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。</p> <p>8. 定期安全研修・訓練等 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。 (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>9. 施工計画書 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>10. 安全教育・訓練等の記録 受注者は、安全教育および安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。</p> <p>11. 関係機関との連絡 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、</p>	<p>件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。</p> <p>5. 周辺への支障防止 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。</p> <p>6. 架空線等事故防止対策 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。</p> <p>7. 防災体制 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。</p> <p>8. 第三者の立入り禁止措置 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。</p> <p>9. 安全巡視 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。</p> <p>10. 現場環境改善 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。</p> <p>11. 定期安全研修・訓練等 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。 (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>12. 施工計画書 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>13. 安全教育・訓練等の記録 受注者は、安全教育および安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。</p> <p>14. 関係機関との連絡 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、</p>

	改訂前	改訂後
1-20~21	<p>空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。</p> <p>12. 工事関係者の連絡会議 受注者は、工事現場が隣接または同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p> <p>13. 安全衛生協議会の設置 監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>14. 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>15. 災害発生時の応急処置 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。</p> <p>16. 地下埋設物等の調査 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。</p> <p>17. 不明の地下埋設物等の処置 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p>18. 地下埋設物件等損害時の措置 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。</p> <p>1-1-27 爆発及び火災の防止</p> <p>1-1-28 後片付け</p> <p>1-1-29 事故報告書 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡する。また、建設工事事故データベースシステムの登録対象となる工事事故の場合、監督職員が指示する期日までに、事故発生報告書を提出しなければならない。</p> <p>1-1-30 環境対策</p> <p>1. 環境保全 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2. 苦情対応</p>	<p>空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。</p> <p>15. 工事関係者の連絡会議 受注者は、工事現場が隣接または同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p> <p>16. 安全衛生協議会の設置 監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>17. 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>18. 災害発生時の応急処置 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。</p> <p>19. 地下埋設物等の調査 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。</p> <p>20. 不明の地下埋設物等の処置 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p>21. 地下埋設物件等損害時の措置 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。</p> <p>1-1-28 爆発及び火災の防止</p> <p>1-1-29 後片付け</p> <p>1-1-30 事故報告書 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡する。また、建設工事事故データベースシステムの登録対象となる工事事故の場合、監督職員が指示する期日までに、事故発生報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、工事事故に関する情報を登録する。</p> <p>1-1-31 環境対策</p> <p>1. 環境保全 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2. 苦情対応</p>

	改訂前	改訂後
1-21~22	<p>受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。</p> <p>3. 注意義務</p> <p>受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4. 廃油等の適切な措置</p> <p>受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p>5. 水中への落下防止措置</p> <p>受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を水中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</p> <p>6. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成29年5月改正 法律第41号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者はトンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和元年6月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号)に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改定平成28年8月30日付国総環リ第6号)に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することがで</p>	<p>受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。</p> <p>3. 注意義務</p> <p>受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4. 廃油等の適切な措置</p> <p>受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p>5. 水中への落下防止措置</p> <p>受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を水中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</p> <p>6. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成29年5月改正 法律第41号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者はトンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和3年2月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号)に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改定平成28年8月30日付国総環リ第6号)に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することがで</p>

	改訂前	改訂後																
1-22~24	<p>きるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 1-1</p> <table border="1" data-bbox="501 321 1581 1134"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン </td> <td> ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 1-2</p> <table border="1" data-bbox="501 1268 1581 1675"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ </td> <td> ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>7. 特定特殊自動車の燃料</p> <p>受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。</p> <p>なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守</p>	機種	備考	一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	機種	備考	トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<p>きるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 1-1-1</p> <table border="1" data-bbox="1721 321 2801 1134"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン </td> <td> ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 1-1-2</p> <table border="1" data-bbox="1721 1268 2801 1675"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ </td> <td> ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>7. 特定特殊自動車の燃料</p> <p>受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。</p> <p>なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守</p>	機種	備考	一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	機種	備考	トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
機種	備考																	
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																	
機種	備考																	
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																	
機種	備考																	
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																	
機種	備考																	
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																	

	改訂前	改訂後
<p>1-24~25</p>	<p>させるものとする。</p> <p>8. 低騒音型・低振動型建設機械</p> <p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種調達不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</p> <p>9. 特定調達品目</p> <p>受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>（1）グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。</p> <p>なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。</p> <p>また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。</p> <p>なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</p> <p>（2）グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</p> <p>1-1-31 文化財の保護</p> <p>1-1-32 交通安全管理</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。</p> <p>なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。</p> <p>2. 輸送災害の防止</p> <p>受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p>	<p>させるものとする。</p> <p>8. 低騒音型・低振動型建設機械</p> <p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種調達不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</p> <p>9. 特定調達品目</p> <p>受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>（1）グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。</p> <p>なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。</p> <p>また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。</p> <p>なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</p> <p>（2）グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</p> <p>1-1-32 文化財の保護</p> <p>1-1-33 交通安全管理</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。</p> <p>なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。</p> <p>2. 施工計画書</p> <p>受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>3. 輸送災害の防止</p> <p>受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p>

	改訂前	改訂後
<p>1-25~26</p>	<p>3. 交通安全等輸送計画 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工所用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。 なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。</p> <p>4. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>5. 工所用道路使用の責任 発注者が工所用道路に指定するもの以外の工所用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>6. 工所用道路共用時の処置 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工所用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする</p> <p>7. 公衆交通の確保 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p>8. 水上輸送 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p>9. 作業区域の標示等 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示および関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。</p> <p>10. 水中落下支障物の処置</p>	<p>4. 交通安全等輸送計画 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工所用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。 なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」、「港湾関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」あるいは「空港関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。</p> <p>5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>6. 工所用道路使用の責任 発注者が工所用道路に指定するもの以外の工所用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>7. 工所用道路共用時の処置 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工所用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p>8. 工所用道路の維持管理 受注者は、設計図書において指定された工所用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工所用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>9. 公衆交通の確保 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p>10. 水上輸送 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p>11. 作業区域の標示等 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示および関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。</p> <p>12. 水中落下支障物の処置</p>

	改訂前	改訂後																																																				
1-26~27	<p>受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。</p> <p>なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。</p> <p>11. 作業船舶機械故障時の処理</p> <p>受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。</p> <p>12. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正 政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表1-3 一般的制限値</p> <table border="1" data-bbox="501 905 1581 1493"> <thead> <tr> <th>車両の諸元</th> <th>一般的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>12.0m</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>3.8m（ただし、指定道路については4.1m）</td> </tr> <tr> <td>重量 総重量</td> <td>20.0 t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t）</td> </tr> <tr> <td>軸重</td> <td>10.0 t</td> </tr> <tr> <td>隣接軸重の合計</td> <td>隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t）、1.8m以上の場合は20 t</td> </tr> <tr> <td>輪荷重</td> <td>5.0 t</td> </tr> <tr> <td>最小回転半径</td> <td>12.0m</td> </tr> </tbody> </table> <p>ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。</p> <p>1-1-33 施設管理</p> <p>1-1-34 諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <table border="0" data-bbox="501 1814 1581 1980"> <tr> <td>(1) 地方自治法</td> <td>(令和3年9月改正 法律第37号)</td> </tr> <tr> <td>(2) 建設業法</td> <td>(令和元年6月改正 法律第37条)</td> </tr> <tr> <td>(3) 下請代金支払遅延等防止法</td> <td>(平成21年6月改正 法律第51号)</td> </tr> <tr> <td>(4) 労働基準法</td> <td>(令和2年3月改正 法律第14号)</td> </tr> </table>	車両の諸元	一般的制限値	幅	2.5m	長さ	12.0m	高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）	重量 総重量	20.0 t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t）	軸重	10.0 t	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t）、1.8m以上の場合は20 t	輪荷重	5.0 t	最小回転半径	12.0m	(1) 地方自治法	(令和3年9月改正 法律第37号)	(2) 建設業法	(令和元年6月改正 法律第37条)	(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)	(4) 労働基準法	(令和2年3月改正 法律第14号)	<p>受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。</p> <p>なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。</p> <p>13. 作業船舶機械故障時の処理</p> <p>受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。</p> <p>14. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表1-1-3 一般的制限値</p> <table border="1" data-bbox="1724 905 2804 1493"> <thead> <tr> <th>車両の諸元</th> <th>一般的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>12.0m</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>3.8m（ただし、指定道路については4.1m）</td> </tr> <tr> <td>重量 総重量</td> <td>20.0 t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t）</td> </tr> <tr> <td>軸重</td> <td>10.0 t</td> </tr> <tr> <td>隣接軸重の合計</td> <td>隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t）、1.8m以上の場合は20 t</td> </tr> <tr> <td>輪荷重</td> <td>5.0 t</td> </tr> <tr> <td>最小回転半径</td> <td>12.0m</td> </tr> </tbody> </table> <p>ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。</p> <p>1-1-34 施設管理</p> <p>1-1-35 諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <table border="0" data-bbox="1724 1814 2804 1980"> <tr> <td>(1) 地方自治法</td> <td>(令和3年9月改正 法律第37号)</td> </tr> <tr> <td>(2) 建設業法</td> <td>(令和3年5月改正 法律第48条)</td> </tr> <tr> <td>(3) 下請代金支払遅延等防止法</td> <td>(平成21年6月改正 法律第51号)</td> </tr> <tr> <td>(4) 労働基準法</td> <td>(令和2年3月改正 法律第14号)</td> </tr> </table>	車両の諸元	一般的制限値	幅	2.5m	長さ	12.0m	高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）	重量 総重量	20.0 t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t）	軸重	10.0 t	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t）、1.8m以上の場合は20 t	輪荷重	5.0 t	最小回転半径	12.0m	(1) 地方自治法	(令和3年9月改正 法律第37号)	(2) 建設業法	(令和3年5月改正 法律第48条)	(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)	(4) 労働基準法	(令和2年3月改正 法律第14号)
車両の諸元	一般的制限値																																																					
幅	2.5m																																																					
長さ	12.0m																																																					
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）																																																					
重量 総重量	20.0 t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t）																																																					
軸重	10.0 t																																																					
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t）、1.8m以上の場合は20 t																																																					
輪荷重	5.0 t																																																					
最小回転半径	12.0m																																																					
(1) 地方自治法	(令和3年9月改正 法律第37号)																																																					
(2) 建設業法	(令和元年6月改正 法律第37条)																																																					
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)																																																					
(4) 労働基準法	(令和2年3月改正 法律第14号)																																																					
車両の諸元	一般的制限値																																																					
幅	2.5m																																																					
長さ	12.0m																																																					
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）																																																					
重量 総重量	20.0 t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t）																																																					
軸重	10.0 t																																																					
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t）、1.8m以上の場合は20 t																																																					
輪荷重	5.0 t																																																					
最小回転半径	12.0m																																																					
(1) 地方自治法	(令和3年9月改正 法律第37号)																																																					
(2) 建設業法	(令和3年5月改正 法律第48条)																																																					
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)																																																					
(4) 労働基準法	(令和2年3月改正 法律第14号)																																																					

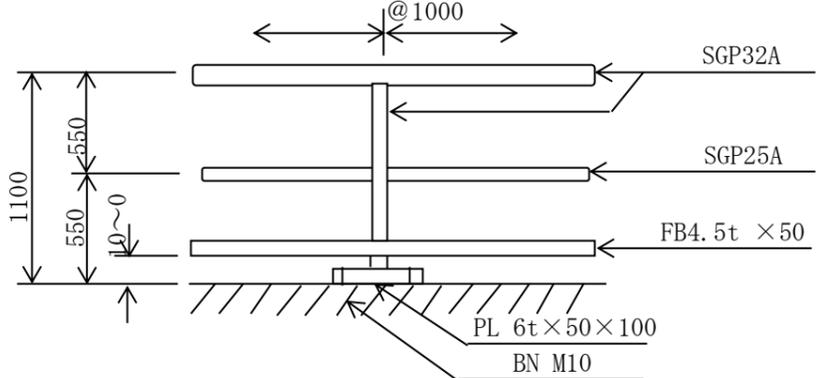
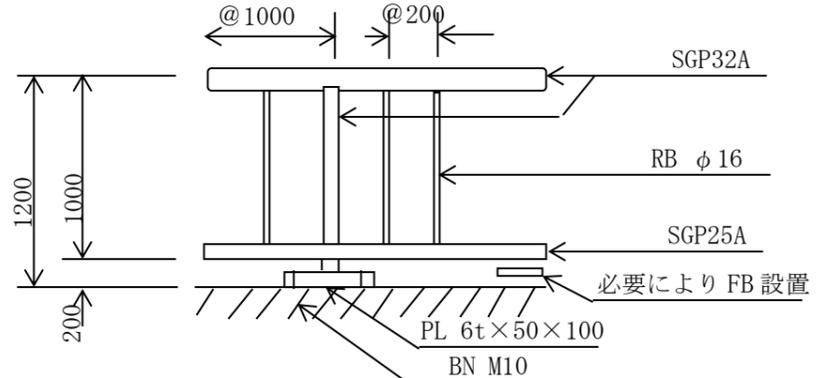
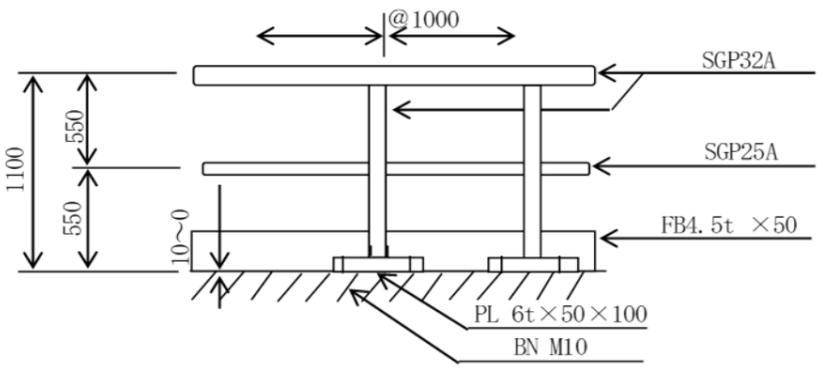
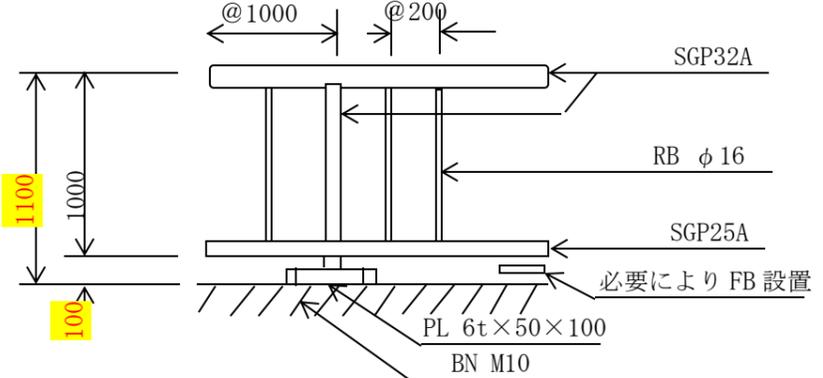
	改訂前	改訂後
1-27~28	(5) 労働安全衛生法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(5) 労働安全衛生法 (令和元年6月改正 法律第37号)
	(6) 作業環境測定法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(6) 作業環境測定法 (令和元年6月改正 法律第37号)
	(7) じん肺法 (平成30年7月改正 法律第71号)	(7) じん肺法 (平成30年7月改正 法律第71号)
	(8) 雇用保険法 (令和2年6月改正 法律第54号)	(8) 雇用保険法 (令和3年6月改正 法律第58号)
	(9) 労働者災害補償保険法 (令和2年6月改正 法律第40号)	(9) 労働者災害補償保険法 (令和2年6月改正 法律第40号)
	(10) 健康保険法 (令和2年6月改正 法律第52号)	(10) 健康保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)
	(11) 中小企業退職金共済法 (令和2年6月改正 法律第40号)	(11) 中小企業退職金共済法 (令和2年6月改正 法律第40号)
	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和2年3月改正 法律第14号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和2年3月改正 法律第14号)
	(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和元年12月改正 法律第63号)	(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和3年6月改正 法律第69号)
	(14) 道路法 (令和2年6月改正 法律第52条)	(14) 道路法 (令和3年3月改正 法律第9条)
	(15) 道路交通法 (令和2年6月改正 法律第36号)	(15) 道路交通法 (令和2年6月改正 法律第52号)
	(16) 道路運送法 (令和2年3月改正 法律第5号)	(16) 道路運送法 (令和2年6月改正 法律第36号)
	(17) 道路運送車両法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(17) 道路運送車両法 (令和3年5月改正 法律第37号)
	(18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)	(18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)
	(19) 地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(19) 地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)
	(20) 河川法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(20) 河川法 (令和3年5月改正 法律第31号)
	(21) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第95号)	(21) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第95号)
	(22) 港湾法 (令和2年6月改正 法律第49号)	(22) 港湾法 (令和2年6月改正 法律第49号)
	(23) 港則法 (平成29年6月改正 法律第55号)	(23) 港則法 (令和3年6月改正 法律第53号)
	(24) 漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第95号)	(24) 漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第95号)
	(25) 下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号)	(25) 下水道法 (令和3年5月改正 法律第31号)
	(26) 航空法 (令和2年6月改正 法律第61号)	(26) 航空法 (令和3年6月改正 法律第65号)
	(27) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)	(27) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)
	(28) 軌道法 (令和2年6月改正 法律第41号)	(28) 軌道法 (令和2年6月改正 法律第41号)
	(29) 森林法 (令和2年6月改正 法律第41号)	(29) 森林法 (令和2年6月改正 法律第41号)
	(30) 環境基本法 (平成30年6月改正 法律第50号)	(30) 環境基本法 (令和3年5月改正 法律第36号)
	(31) 火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(31) 火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第37号)
	(32) 大気汚染防止法 (令和2年6月改正 法律第39号)	(32) 大気汚染防止法 (令和2年6月改正 法律第39号)
	(33) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	(33) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)
	(34) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(34) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)
	(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)	(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)
	(36) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	(36) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)
	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)
	(38) 文化財保護法 (令和2年6月改正 法律第41号)	(38) 文化財保護法 (令和3年4月改正 法律第22号)
	(39) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)	(39) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)
	(40) 電気事業法 (令和2年6月改正 法律第49号)	(40) 電気事業法 (令和2年6月改正 法律第49号)
	(41) 消防法 (平成30年6月改正 法律第67号)	(41) 消防法 (令和3年5月改正 法律第36号)
	(42) 測量法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(42) 測量法 (令和元年6月改正 法律第37号)
	(43) 建築基準法 (令和2年6月改正 法律第43号)	(43) 建築基準法 (令和3年5月改正 法律第44号)
	(44) 都市公園法 (平成29年5月改正 法律第26号)	(44) 都市公園法 (平成29年5月改正 法律第26号)

	改訂前	改訂後
1-28~29	<p>(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)</p> <p>(46) 土壤汚染対策法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(47) 駐車場法 (平成29年5月改正 法律第26号)</p> <p>(48) 海上交通安全法 (平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(49) 海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第63号)</p> <p>(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和元年5月改正 法律第18号)</p> <p>(51) 船員法 (平成30年6月改正 法律第41号)</p> <p>(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正 法律第59号)</p> <p>(53) 船舶安全法 (平成29年5月改正 法律第41号)</p> <p>(54) 自然環境保全法 (平成31年4月改正 法律第20号)</p> <p>(55) 自然公園法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(58) 河川法施行法 (平成11年12月改正 法律第160号)</p> <p>(59) 技術士法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(60) 漁業法 (令和元年5月改正 法律第14号)</p> <p>(61) 空港法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(62) 計量法 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(63) 厚生年金保険法 (令和2年6月改正 法律第40号)</p> <p>(64) 航路標識法 (平成30年5月改正 法律第42号)</p> <p>(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(66) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)</p> <p>(67) 職業安定法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(68) 所得税法 (令和2年3月改定 法律第8号)</p> <p>(69) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(70) 船員保険法 (令和2年6月改正 法律第52号)</p> <p>(71) 著作権法 (令和2年6月改正 法律第48号)</p> <p>(72) 電波法 (令和2年4月改正 法律第23号)</p> <p>(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和2年6月改正 法律第42号)</p> <p>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和2年3月改正 法律第14号)</p> <p>(75) 農薬取締法 (令和元年12月改正 法律第62号)</p> <p>(76) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第66号)</p> <p>(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正 法律第41号)</p> <p>(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第35号)</p>	<p>(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)</p> <p>(46) 土壤汚染対策法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(47) 駐車場法 (平成29年5月改正 法律第26号)</p> <p>(48) 海上交通安全法 (令和3年6月改正 法律第53号)</p> <p>(49) 海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第63号)</p> <p>(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和3年5月改正 法律第43号)</p> <p>(51) 船員法 (令和3年6月改正 法律第75号)</p> <p>(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正 法律第59号)</p> <p>(53) 船舶安全法 (令和3年5月改正 法律第43号)</p> <p>(54) 自然環境保全法 (平成31年4月改正 法律第20号)</p> <p>(55) 自然公園法 (令和3年5月改正 法律第29号)</p> <p>(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)</p> <p>(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第36号)</p> <p>(58) 河川法施行法 (平成11年12月改正 法律第160号)</p> <p>(59) 技術士法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(60) 漁業法 (令和3年5月改正 法律第47号)</p> <p>(61) 空港法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(62) 計量法 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(63) 厚生年金保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)</p> <p>(64) 航路標識法 (令和3年6月改正 法律第53号)</p> <p>(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(66) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)</p> <p>(67) 職業安定法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(68) 所得税法 (令和3年5月改定 法律第37号)</p> <p>(69) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(70) 船員保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)</p> <p>(71) 著作権法 (令和3年6月改正 法律第52号)</p> <p>(72) 電波法 (令和3年3月改正 法律第19号)</p> <p>(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和2年6月改正 法律第42号)</p> <p>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和3年6月改正 法律第58号)</p> <p>(75) 農薬取締法 (令和元年12月改正 法律第62号)</p> <p>(76) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第66号)</p> <p>(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正 法律第41号)</p> <p>(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第35号)</p>

	改訂前	改訂後
1-29~32	<p>(79) 警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和3年6月改正 法律第37号)</p> <p>(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和2年6月改正 法律第42号)</p> <p>(82) 海洋基本法 (平成28年4月改正 法律第33号)</p> <p>(83) 有線電気通信法 (平成27年5月改正 法律第26号)</p> <p>(84) 電気通信事業法 (令和2年5月改正 法律第30号)</p> <p>(85) 電気工事士法 (平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>1-1-35 官公庁等への手続等</p> <p>1-1-36 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1. 施工時間の変更 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。</p> <p>2. 休日または夜間の作業連絡 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を付した書面を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>1-1-37 工事測量</p> <p>1-1-38 不可抗力による損害</p> <p>1-1-39 特許権等</p> <p>1. 一般事項 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2. 保全措置 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。</p> <p>3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正 法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願および権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p> <p>1-1-40 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1. 一般事項 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。</p> <p>2. 回航保険</p>	<p>(79) 警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)</p> <p>(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和2年6月改正 法律第42号)</p> <p>1-1-36 官公庁等への手続等</p> <p>1-1-37 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1. 施工時間の変更 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。</p> <p>2. 休日または夜間の作業連絡 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。 ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。</p> <p>1-1-38 工事測量</p> <p>1-1-39 不可抗力による損害</p> <p>1-1-40 特許権等</p> <p>1. 一般事項 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2. 保全措置 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。</p> <p>3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願および権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p> <p>1-1-41 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1. 一般事項 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。</p> <p>2. 回航保険</p>

	改訂前	改訂後
1-32~33	<p>受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。</p> <p>3. 保険加入の義務 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>4. 補償 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>5. 掛金収納書の提出 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。</p> <p>1-1-41 臨機の措置 1-1-42 請負代金内訳書（単価契約の場合は予定総額内訳書） 1. 請負代金内訳書 受注者は、契約書第3条に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を規定されたときは、内訳書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p>	<p>受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。</p> <p>3. 保険加入の義務 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>4. 法定外の労災保険の付保 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>5. 補償 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>6. 掛金収納書の提出 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。 また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。</p> <p>1-1-42 臨機の措置 1-1-43 請負代金内訳書（単価契約の場合は予定総額内訳書） 1. 請負代金内訳書 受注者は、契約書第3条に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を規定されたときは、内訳書を発注者に提出しなければならない。</p>

	改訂前	改訂後
附-2	<p>1-附-4 建設副産物</p> <p>1. 法令遵守 中略</p> <p>2. 再生資源利用計画書等の作成 (1)中略 (2)受注者は、再生資源利用【促進】計画書（実施書）を工事完成後1年間保管しなければならない。また、計画書および実施書を各1部ずつ印刷して監督職員に提出し確認を受けなければならない。</p>	<p>1-附-4 建設副産物</p> <p>1. 法令遵守 中略</p> <p>2. 再生資源利用計画書等の作成 (1)中略 (2)受注者は、再生資源利用【促進】計画書（実施書）を工事完成後1年間保管しなければならない。また、計画書および実施書を各1部ずつ印刷して監督職員に提出するとともに、計画書を工事現場の公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p>
附-3	<p>5. マニフェスト</p> <p>(1)受注者は、マニフェストシステムにより建設廃棄物の処理過程を適正に管理しなければならない。 また、マニフェスト伝票を適正に管理し、5年間保存しなければならない。 なお、検査時等において監督職員等から請求があった場合は、その原本を提示しなければならない。</p> <p>(2)受注者は、建設廃棄物の処理について、電子マニフェストを活用して管理する場合、検査時及び監督職員等から請求があったときは以下のいずれかの資料を提示または提出するものとする。 以下省略</p>	<p>5. マニフェスト</p> <p>(1)受注者は、マニフェストシステムにより建設廃棄物の処理過程を適正に管理しなければならない。</p> <p>(2)受注者は、建設廃棄物の処理について、原則として、電子マニフェストを活用して管理するものとし、検査時及び監督職員等から請求があったときは以下のいずれかの資料を提示または提出するものとする。 以下省略</p>
附-12~13	<p>1-附-15 システム設計管理</p> <p>1. システム設計技術者の配置 (中略)</p> <p>2. システム設計技術者の兼任 (1) (中略)</p> <p>3. システム設計技術者の雇用・資格関係 (1) 受注者の設計部門に所属する者でなければならない。 (以下省略)</p>	<p>1-附-15 システム設計管理</p> <p>1. システム設計技術者の配置 (中略)</p> <p>2. システム設計技術者の兼任 (1) (中略)</p> <p>3. システム設計技術者の雇用・資格関係 (1) 設計業務に従事している者でなければならない。 (以下省略)</p>

	改訂前	改訂後
2-14~15	<p>2-3-3 手摺、点検歩廊の製作</p> <p>1. 手摺りの標準寸法については、下記によるものとする。 既設との接続があるときは、監督職員の指示によるものとする。</p> <p>(1) 機器まわり、池等の底板から点検歩廊面までの高さが3m以内のところに設置する手摺は下記を標準とする。</p>  <p>(2) 機器まわり、池等の底板から点検歩廊面までの高さが3mを超えて設置する手摺は、下記を標準とする。</p> 	<p>2-3-3 手摺、点検歩廊の製作</p> <p>1. 手摺りの標準寸法については、下記によるものとする。 既設との接続があるときは、監督職員の指示によるものとする。</p> <p>(1) 池等の底板から点検歩廊面までの高さが3m以内のところに設置する手摺は下記を標準とする。</p>  <p>(2) 池等の底板から点検歩廊面までの高さが3mを超えて設置する手摺は、下記を標準とする。</p>  <p>※既設と手摺高さが異なる場合は、摺り付けを考慮すること。</p>

	改訂前	改定後																																																						
2-32~33	<p>3-3-9 一般配管試験</p> <ol style="list-style-type: none"> 配管の耐圧・漏洩試験は、配管途中若しくは、隠ぺい、埋戻し前、又は配管完了後の保温施工前に行うものとする。 一般配管の試験とし、特殊配管などで法規制、公共の規定のあるものはその法規規定に従うものとする（例：ガス事業法、高圧ガス取締り法、消防法、水道法など）。 水圧・空気圧試験の前に石鹼水による漏れ試験を行うものとする。 配管の試験は水圧試験、空気圧試験、通水（気）試験の3種とする。 水圧試験、空気圧試験は被覆及び塗装前に行う。 水圧試験は必要に応じて、監督職員の承諾を得て、これを空気圧試験で代用することができる。 排気管、ドレン管、オーバーフローなどで明らかにその試験が不要またはその意義がないもの、または、通水時に漏洩があっても簡単に増締めなどで対処できかつ被害が軽微の場合は、水圧、空気圧試験とも監督職員の承諾を得て省略し、通水（気）試験で確認することができる。また、継手箇所が少なく、工場で水圧又は気密試験を行った配管は、現場での試験は通水試験のみとすることができる。 配管の耐圧試験後は、配管のサポートのズレや抜け等がないことを確認すること。 配管やフランジの耐圧性能が下表の最小試験圧力に満たない場合は、監督職員と協議の上で試験圧力を決定し、試験を行うこと。 <div style="text-align: center;">水圧試験（主として液体配管に適用）</div> <table border="1" data-bbox="457 1062 1519 1453"> <thead> <tr> <th></th> <th>試験圧力 MPa (kg/cm²)</th> <th>保持時間 (min)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各用途ポンプの吐出管</td> <td>ポンプ全揚程×2 (最小0.75 (7.5))</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>高架タンク以下2次側管</td> <td>静水頭×2 (最小0.75 (7.5))</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>蒸気配管</td> <td>最高使用圧力×2 (最小0.2 (2.0))</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>自然流下管 ポンプ吸込管 等</td> <td>満水試験</td> <td>水槽規定水位 (HHWL) またはオーバーフロー水位 30</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center;">空気圧試験（主として、空気系・ガス系・油系配管に適用）</div> <table border="1" data-bbox="486 1604 1495 1877"> <thead> <tr> <th></th> <th>試験圧力 MPa (kg/cm²)</th> <th>保持時間 (min)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気管（曝気・計装） 消化ガス管</td> <td>最高使用圧力×1.1</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>油配管</td> <td>最大常用圧力×1.5（通油試験） （最高0.6(6)以下）（漏洩試験）</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>水圧試験を空気圧試験 で代用する場合</td> <td>水圧試験の試験圧力×0.3(30%) （最高0.6(6)以下）</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>		試験圧力 MPa (kg/cm ²)	保持時間 (min)	各用途ポンプの吐出管	ポンプ全揚程×2 (最小0.75 (7.5))	60	高架タンク以下2次側管	静水頭×2 (最小0.75 (7.5))	60	蒸気配管	最高使用圧力×2 (最小0.2 (2.0))	30	自然流下管 ポンプ吸込管 等	満水試験	水槽規定水位 (HHWL) またはオーバーフロー水位 30		試験圧力 MPa (kg/cm ²)	保持時間 (min)	空気管（曝気・計装） 消化ガス管	最高使用圧力×1.1	60	油配管	最大常用圧力×1.5（通油試験） （最高0.6(6)以下）（漏洩試験）	30	水圧試験を空気圧試験 で代用する場合	水圧試験の試験圧力×0.3(30%) （最高0.6(6)以下）	60	<p>3-3-9 一般配管試験</p> <ol style="list-style-type: none"> 配管の耐圧・漏洩試験は、配管途中若しくは、隠ぺい、埋戻し前、又は配管完了後の保温施工前に行うものとする。 一般配管の試験とし、特殊配管などで法規制、公共の規定のあるものはその法規規定に従うものとする（例：ガス事業法、高圧ガス取締り法、消防法、水道法など）。 水圧・空気圧試験の前に石鹼水による漏れ試験を行うものとする。 配管の試験は水圧試験、空気圧試験、通水（気）試験の3種とする。 水圧試験、空気圧試験は被覆及び塗装前に行う。 水圧試験は必要に応じて、監督職員の承諾を得て、これを空気圧試験で代用することができる。 排気管、ドレン管、オーバーフローなどで明らかにその試験が不要またはその意義がないもの、または、通水時に漏洩があっても簡単に増締めなどで対処できかつ被害が軽微の場合は、水圧、空気圧試験とも監督職員の承諾を得て省略し、通水（気）試験で確認することができる。また、継手箇所が少なく、工場で水圧又は気密試験を行った配管は、現場での試験は通水試験のみとすることができる。 配管の耐圧試験後は、配管のサポートのズレや抜け等がないことを確認すること。 配管やフランジの耐圧性能が試験圧力に満たない場合は、監督職員と協議の上で試験圧力を決定し、試験を行うこと。 減圧弁、ラインポンプなどで管路の途中で圧力が変わる配管において、高圧側の圧力に合わせて一括試験を行う場合は、低圧側の構成部品が試験圧に耐えられることが前提となる。 <div style="text-align: center;">水圧試験（主として液体配管に適用）</div> <table border="1" data-bbox="1659 1062 2739 1453"> <thead> <tr> <th></th> <th>試験圧力 MPa</th> <th>保持時間 (min)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各用途ポンプの吐出管</td> <td>ポンプ全揚程×2</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>高架タンク以下2次側管</td> <td>静水頭×2</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>蒸気配管</td> <td>最高使用圧力×2</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>自然流下管 ポンプ吸込管 等</td> <td>満水試験</td> <td>水槽規定水位 (HHWL) またはオーバーフロー水位 30</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center;">空気圧試験（主として、空気系・ガス系・油系配管に適用）</div> <table border="1" data-bbox="1706 1604 2715 1877"> <thead> <tr> <th></th> <th>試験圧力 MPa</th> <th>保持時間 (min)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気管（曝気・計装） 消化ガス管</td> <td>最高使用圧力×1.1</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>油配管</td> <td>最大常用圧力×1.5（通油試験） （最高0.6(6)以下）（漏洩試験）</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>水圧試験を空気圧試験 で代用する場合</td> <td>水圧試験の試験圧力×0.3(30%) （最高0.6(6)以下）</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>		試験圧力 MPa	保持時間 (min)	各用途ポンプの吐出管	ポンプ全揚程×2	60	高架タンク以下2次側管	静水頭×2	60	蒸気配管	最高使用圧力×2	30	自然流下管 ポンプ吸込管 等	満水試験	水槽規定水位 (HHWL) またはオーバーフロー水位 30		試験圧力 MPa	保持時間 (min)	空気管（曝気・計装） 消化ガス管	最高使用圧力×1.1	60	油配管	最大常用圧力×1.5（通油試験） （最高0.6(6)以下）（漏洩試験）	30	水圧試験を空気圧試験 で代用する場合	水圧試験の試験圧力×0.3(30%) （最高0.6(6)以下）	60
	試験圧力 MPa (kg/cm ²)	保持時間 (min)																																																						
各用途ポンプの吐出管	ポンプ全揚程×2 (最小0.75 (7.5))	60																																																						
高架タンク以下2次側管	静水頭×2 (最小0.75 (7.5))	60																																																						
蒸気配管	最高使用圧力×2 (最小0.2 (2.0))	30																																																						
自然流下管 ポンプ吸込管 等	満水試験	水槽規定水位 (HHWL) またはオーバーフロー水位 30																																																						
	試験圧力 MPa (kg/cm ²)	保持時間 (min)																																																						
空気管（曝気・計装） 消化ガス管	最高使用圧力×1.1	60																																																						
油配管	最大常用圧力×1.5（通油試験） （最高0.6(6)以下）（漏洩試験）	30																																																						
水圧試験を空気圧試験 で代用する場合	水圧試験の試験圧力×0.3(30%) （最高0.6(6)以下）	60																																																						
	試験圧力 MPa	保持時間 (min)																																																						
各用途ポンプの吐出管	ポンプ全揚程×2	60																																																						
高架タンク以下2次側管	静水頭×2	60																																																						
蒸気配管	最高使用圧力×2	30																																																						
自然流下管 ポンプ吸込管 等	満水試験	水槽規定水位 (HHWL) またはオーバーフロー水位 30																																																						
	試験圧力 MPa	保持時間 (min)																																																						
空気管（曝気・計装） 消化ガス管	最高使用圧力×1.1	60																																																						
油配管	最大常用圧力×1.5（通油試験） （最高0.6(6)以下）（漏洩試験）	30																																																						
水圧試験を空気圧試験 で代用する場合	水圧試験の試験圧力×0.3(30%) （最高0.6(6)以下）	60																																																						